

尼崎市介護職員初任者研修等受講料助成金に関する Q&A

(第 1 版 / 令和 3 年 5 月 1 日)

1 助成対象研修について

1-1 通信講座でも助成対象となるか。

都道府県の指定を受けた研修実施事業所が実施する講座であれば、通信講座も助成の対象となります。

2 助成対象者について

2-1 常勤職員でなくても対象となるか。

常勤・非常勤を問わず、助成の要件を満たしていれば対象となります。

2-2 勤務中又は勤務予定である者は、尼崎市に住所を有していないが、対象となるか。

尼崎市内の介護保険サービス事業所において勤務中又は勤務予定であれば、市外在住の方でも対象となります。

3 助成対象経費について

3-1 助成金の対象経費には、研修受講に係る交通費、分割払いに係る手数料、修了評価不合格者の追試は含まれるのか。

助成対象となる経費については、研修に係る講座の受講費と教材費のみ対象となります。

4 助成金の交付基準額等について

4-1 個人であれば、研修の受講料の 1 / 2、法人であれば研修を受講した従業者に対して負担した受講料の 2 / 3 とあるが、受講料とは何か。

受講料とは、助成対象経費である研修に係る講座の受講費と教材費のことです。